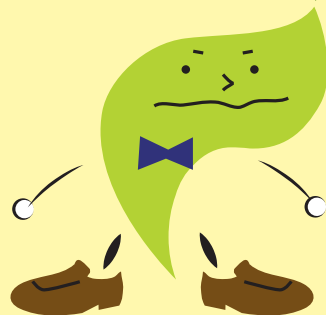


エコ通勤優良事業所の認証を 取得しませんか？

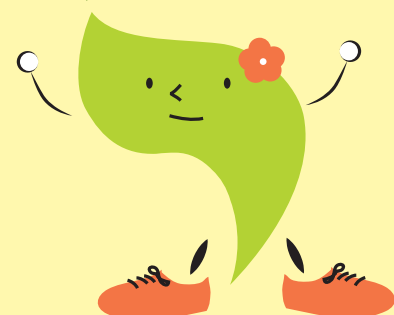
エコ通勤優良事業所認証制度のご案内

エコ通勤って何？
認証はどうやって取得するの？
という皆さんに…

認証を取得するメリットや、
取得するステップにいたるまで
バッチリ説明します！



ツウくん



キンぴょん

動画『90秒でわかる エコ通勤優良事業所認証制度』のご視聴はこちら

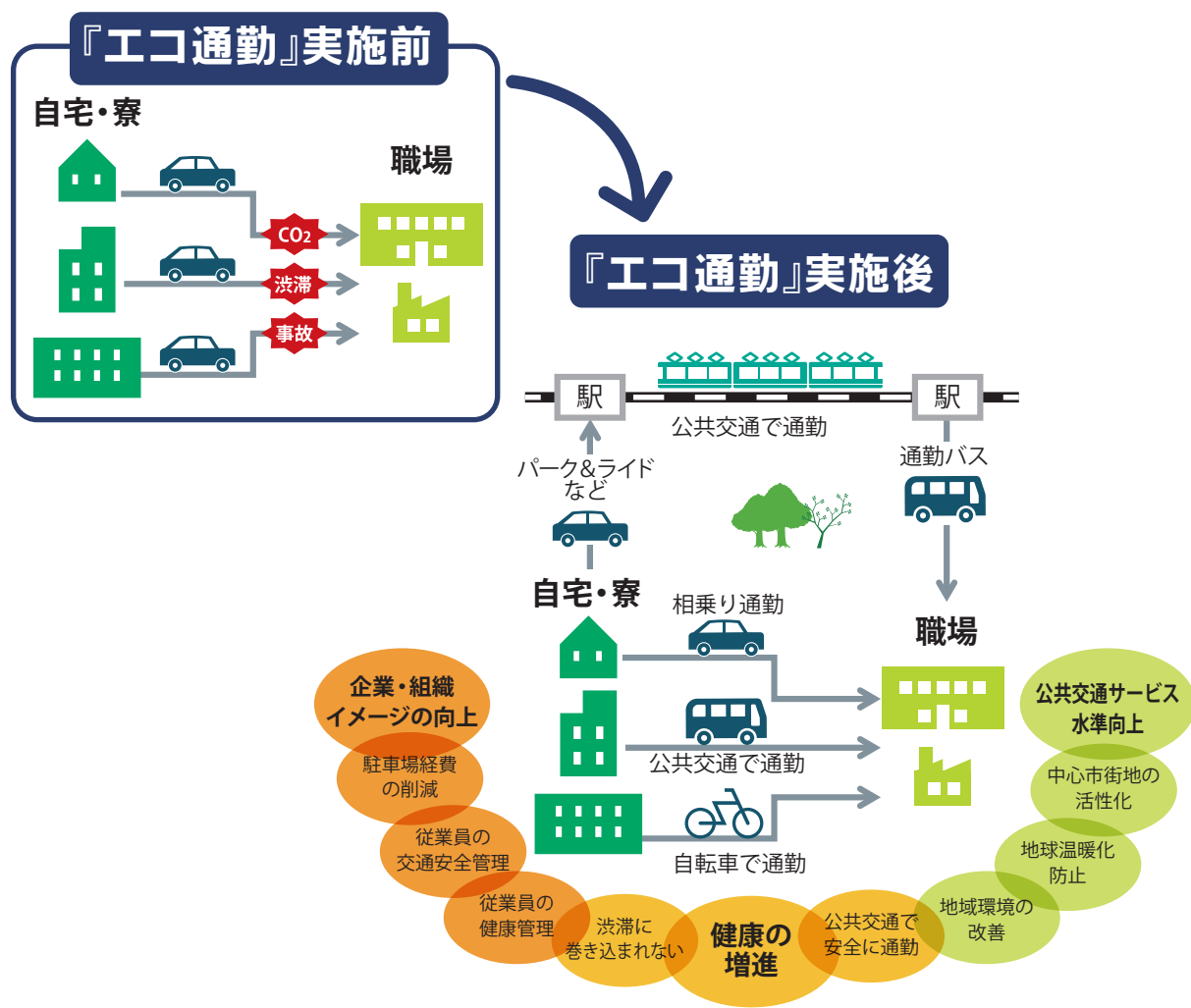


公共交通利用推進等マネジメント協議会

認証制度事務局：国土交通省、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

1. エコ通勤とは？

エコ通勤とは、「クルマから、環境にやさしいエコな通勤手段に転換すること」です。
電車通勤、バス通勤、自転車通勤、徒歩通勤などはすべて、環境負荷の少ない『エコ通勤』。
一部クルマを使うパーク・アンド・ライド通勤や、時差通勤、テレワークも『エコ通勤』です。



事業所・自治体がエコ通勤に取り組むことで、「事業所・自治体」「従業員」「地域」の三者にさまざまなメリットが生まれます。

事業所・自治体のメリット

- 企業・組織イメージの向上
- 駐車場経費の削減
- 従業員の交通安全管理
- 従業員の健康管理

従業員のメリット

- 健康の増進
- 渋滞に巻き込まれない
- 公共交通で安全に通勤

地域のメリット

- 地域環境の改善
- 公共交通サービス水準向上
- 地球温暖化防止
- 中心市街地の活性化

2. エコ通勤優良事業所認証制度って何？

○趣旨・目的

エコ通勤に関する意識が高く、エコ通勤に関する取組みを自主的かつ積極的に推進している事業所を優良事業所として認証し、登録する制度です。優良な取組み事例を広く国民に周知することにより、エコ通勤の普及促進を図ることを目的としています。

○認証・登録機関

公共交通利用推進等マネジメント協議会（認証制度事務局：国土交通省、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）が、認証・登録します。

○有効期間

有効期間は2年です。1年ごとに取組み状況の報告を行い、2回（2年分）の報告の内容により、有効期間を2年延長します。

○登録費用

無料です。

3. 認証を受けるメリットは？

1. 認証制度ホームページ（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）などで、事業所名や取組み内容が公表されます。
2. 登録証が交付され、そのコピーや、ロゴマークが自社のホームページや印刷物などで自由に使用できます。
3. 特に優秀な取組みを行った事業所は、国土交通大臣表彰に推薦されることがあります。



参考 交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰

環境保全に関して公共交通機関の利用を促進する活動に積極的に取組み、顕著な功績のあった事業者等に対して、国土交通大臣より表彰状が授与されています。（令和4年度現在）

■受賞者の取組み



【令和4年度】
富山市の取組み



【令和3年度】
甲府市の取組み



【令和2年度】
あいちエコモビリティ
推進協議会の取組み
出典：愛知県（エコモビリティライフ）HP



【令和2年度】
霞ヶ浦地区環境行動推進協議会の取組み

■受賞者一覧と取組詳細 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html



4. 認証を受けるには？

所定の申請書（様式1、様式2）に必要事項を記入の上、エコ通勤に関する取組みを実施していることを証明する資料を添付し、各地方の窓口へ提出（持参または郵送）してください。国内の事業所（行政機関を含む）のうち、以下の基準を満たした事業所が対象となっています。

- 要件 **1** エコ通勤推進担当者が指名されている
 - 要件 **2** 従業員の通勤実態を把握している
 - 要件 **3** エコ通勤に関する具体的な取組みを実施している
 - 要件 **4** エコ通勤プランが作成されている
- 様式1に記入
- 様式2に記入

申請書の入手は、事務局及び地方窓口（国土交通省運輸局等）にお問い合わせください。認証制度ホームページ（<http://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/application.html>）からも入手できます（記入例を含む）。



《手続きの流れ》

認証事前審査
(地方運輸局等)

申請には下記3点の書類を添えて、最寄りの地方運輸局等に提出してください。

- ① 申請書
- ② エコ通勤プラン
- ③ 取組みを示す資料

本審査
(運営事務局)

運営事務局へは、地方運輸局等が申請書類を送ります。

認証・登録

登録後、登録通知書及び登録証が発行されます。

1年後
定期報告

定期報告、更新審査は、左記と同じ流れで実施します。以下、2年ごとに同様です。

2年後
更新審査



4-1.「エコ通勤に関する具体的な取組み(要件③)」とは

エコ通勤優良事業所認証制度では、下記(1)もしくは(2)の取組みを実施していることが必要です。なお、取組みの実施を証明する添付書類も必要です。

(1)

エコ通勤の呼びかけをしている

- A-① パンフレットやメールの配布
- A-② 公共交通の情報を提供
- A-③ 研修会の実施
- A-④ その他 から1つ以上の実施



以下のいずれか1つ以上の実施

エコ通勤を促す
通勤制度の実施をしている

- B-① マイカー通勤の禁止
- B-② 相乗り制度の導入
- B-③ 時差出勤制度の導入
- B-④ 徒歩通勤者への補助制度の導入
- B-⑤ その他

自転車通勤の奨励をしている

- B-⑥ 自転車通勤者への補助制度導入
- B-⑦ 駐輪場の設置
- B-⑧ レンタサイクルの導入
- B-⑨ 更衣室やシャワールームの設置
- B-⑩ その他

駐車場の削減をしている

- B-⑪ 従業員用駐車場の有料化
- B-⑫ その他

通勤バスの導入をしている

- B-⑬ 自社所有のバスによる送迎
- B-⑭ バス事業者への運行委託
- B-⑮ その他

在宅勤務制度の導入をして
いる

- B-⑯ 在宅勤務制度の導入

その他

- ・インセンティブの導入
- ・自治体が実施するイベントへの参加
- ・クルマの効率的利用
- ・従業員個人への働きかけなど

(2) コミュニケーション・
アンケートを実施
している



コミュニケーション・アンケートの例
(記入済みのアンケート票、啓発資料、
集計結果・分析結果などを添付してください。)

認証取得

エコ通勤に関する具体的な取組みについて

国土交通省と公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、エコ通勤に取り組む際の「手引き」を作成しています。

エコ通勤の手引きは、「エコ通勤ポータルサイト」



(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html)

からダウンロードして入手することができます。



4-2. 取組みの実施を証明する添付書類

「エコ通勤の呼びかけ」 A-①、②、③の場合

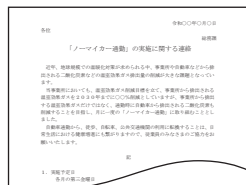
チラシ



ポスター



メール



鉄道・バス等の時刻表

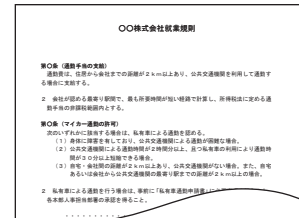


研修会

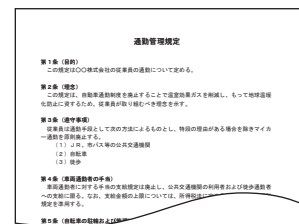


具体的取組み B-①、②、③、④、⑥、⑪、⑬の場合

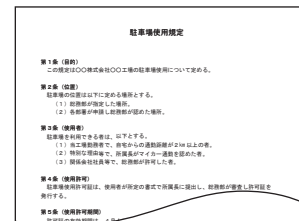
社則・就業規則等 の関連箇所



通勤に関する規程 の関連箇所



駐車場使用規程の 関連箇所



具体的取組み B-⑦、⑧、⑨の場合

駐輪場



レンタサイクル
(シェアサイクル)



更衣室・
シャワールーム

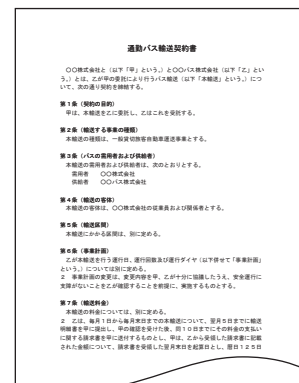


具体的取組み B-⑬、⑭の場合

送迎バス



バス事業者との 運行委託契約書



5. その他

○取組み実績報告について

認証・登録を受けた事業所は、1年ごとに取組み実績報告を提出する必要があります。申請時に提出したエコ通勤プランに基づいて実施した取組みを様式5に記入して、各地方の窓口へ提出（持参または郵送）してください。

なお、2年目の報告の際には、次の2年間の取組み目標や取組み予定の内容を記載したエコ通勤プランも提出してください。2回（2年分）の報告内容及びエコ通勤プランの内容により、認証・登録の有効期間が2年延長されます。



○よくある質問

Q: 既に十分な取組みをおこなっており、これ以上の改善が見込めない場合でも申請できますか？

A: できます。その場合はエコ通勤プラン（様式2）の取組み目標は「現状を維持する」などの内容でかまいません。

Q: 事業所が不便な場所にあり、エコ通勤を推進しても十分な成果は見込めないのですが。

A: 成果よりも取組みを認める制度です。それぞれの事業所が抱える事情を踏まえ、できる範囲の取組みをしていれば、認証の対象となります。

Q: 複数の事業所が共同して申請することはできますか？

A: 本店と各支店のように、同一法人の事業所であり、本店と各支店がともにエコ通勤を実施している場合等は、代表事業所（本店）が他の事業所（支店）と一括して共同申請することができます。共同申請事業所は、代表事業所と同じ取組みを行っている場合は、取組みの実施を証明する添付書類を省略することができます。なお、共同申請を行う場合であっても、エコ通勤推進担当者は、必ず事業所ごとに1人いる必要があります。

Q: 二酸化炭素排出削減量とその推計根拠は必ず報告しなければならないのですか？削減量はどのように推計すればいいですか？

A: 削減量は原則、報告を求めています。通勤手当のデータ等から明確な数字を出すことができないなど、やむを得ない事情がある場合は免除する場合があります。また、既に十分な取組みを行っており、新たな二酸化炭素排出削減がなかった場合は0でかまいません。

推計方法は特に指定していませんが、簡単な計算式の例を「認証制度ホームページ」の「エコ通勤優良事業所認証制度 Q&A」に掲載し、簡便に計算できる Excel もダウンロードできるようにしています。推計に用いたデータや計算式を報告書に記入もしくは添付してください。



●申請に関する、さらに詳しい説明は？

エコ通勤に関するホームページに、申請書の用紙、Q&A、取組み事例等を掲載しています。

(エコモ財団) http://www.ecomo.or.jp/environment/ecommuters/ecommuters_top.html

(国土交通省 HP) https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html



●エコ通勤優良事業所認証制度に関するお問い合わせは

国土交通省 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL: 03-5253-8111
総合政策局 地域交通課 (内線 54-814)
FAX: 03-5253-1513

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL: 03-5844-6268
交通環境対策部 〒112-0004 東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 14 号 後楽森ビル 10 階 FAX: 03-5844-6294

●申請書の提出は以下の各地方窓口へ

(国土交通省)

北海道運輸局 〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同庁舎 TEL: 011-290-2726
交通政策部 環境・物流課

東北運輸局 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 TEL: 022-791-7508
交通政策部 環境・物流課

関東運輸局 〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 TEL: 045-211-7210
交通政策部 環境・物流課

北陸信越運輸局 〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 TEL: 025-285-9152
交通政策部 環境・物流課

中部運輸局 〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 TEL: 052-952-8007
交通政策部 環境・物流課

近畿運輸局 〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 TEL: 06-6949-6410
交通政策部 環境・物流課

中国運輸局 〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館 TEL: 082-228-3496
交通政策部 環境・物流課

四国運輸局 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 TEL: 087-802-6726
交通政策部 環境・物流課

九州運輸局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 TEL: 092-472-3154
交通政策部 環境・物流課

(内閣府)

沖縄総合事務局 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 TEL: 098-866-1812
運輸部 企画室